

船橋市議会政務活動費収支報告書等閲覧要領

平成15年10月1日制定

平成25年3月1日改正

令和4年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市議会政務活動費の交付に関する規程（平成13年船橋市議会告示第1号）第7条の規定に基づき、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 収支報告書等の閲覧場所は、議会事務局総務調査課とする。

(閲覧時間)

第3条 収支報告書等の閲覧時間は、午前9時から午後5時まで（土、日、国民の祝日・休日、年末年始を除く。）とする。

(閲覧請求)

第4条 収支報告書の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、船橋市議会政務活動費収支報告書等閲覧請求書（別記様式）に氏名、住所、電話番号及び閲覧対象を記入し、議長に提出しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第5条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第2条に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- (2) 収支報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 事務局長は、閲覧者が第4条又は第5条の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

第7条 この要領に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市議会政務活動費収支報告書等閲覧要領の規定は、この要領の施行の日以前に船橋市議会政務調査費の交付に関する条例により交付されている政務調査費についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

(表)

〈船橋市議会政務活動費収支報告書等閲覧請求書〉

年 月 日

氏 名	
住 所	市 町 丁目 番 号
電 話	()

次のとおり収支報告書の閲覧を請求します。

年 度	議 員 名

(事務局使用欄)

受付年月日	年 月 日	受付番号	
備 考			
決 裁	課 長	課長補佐	係 長

(裏)

閲覧に当たっての注意事項

- 1 収支報告書等の閲覧場所は、議会事務局総務調査課とします。
- 2 収支報告書等の閲覧時間は、午前9時から午後5時まで（土、日、国民の祝日・休日、年末年始を除く。）とします。
- 3 閲覧される方は、船橋市議会政務活動費収支報告書等閲覧請求書に氏名、住所、電話番号、閲覧を請求する議員名及び閲覧を請求する交付対象年度を記入してください。
- 4 閲覧される方は、次の事項を守ってください。
 - (1) 収支報告書等は、1で規定する場所以外に持ち出さないこと。
 - (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないこと。
- 5 その他係員の指示に従ってください。